

## 競争参加者の資格に関する公示

千歳外（6）訓練施設新設等地質調査に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年3月22日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順

(公印省略)

- 1 業務名 千歳外（6）訓練施設新設等地質調査
- 2 業務場所 北海道千歳市、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町
- 3 業務概要

### 【千歳基地】

- ・ボーリング調査（L=25m×4本、24m×3本、23m×1本、20m×1本）

### 【襟裳分屯基地】

- ・ボーリング調査（A） L=7m×1本
- ・ボーリング調査（B） L=10m×2本、9m×4本、7m×3本、6m×2本、4m×2本

### 【静内駐屯地】

- ・ボーリング調査（L=25m×2本）

※共同体構成員の分担業務は、駐屯地等毎にとするものとし、同一の駐屯地内において複数者の調査は認めない。

- 4 履行期限 契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで  
ただし、指定部分「千歳基地保管庫、訓練施設」、「静内駐屯地」、「襟裳分屯基地ボーリング調査（B）」は令和6年9月30日までとする。
- 5 競争参加資格審査申請書の交付
  - (1) 交付期間 公示日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。
  - (2) 交付場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎  
北海道防衛局総務部契約課  
電話 011-272-7513  
FAX 011-280-0351

(3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

## 6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 公示日から令和6年4月8日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和6年4月8日以降も当該業務に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所 上記5(2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に共同体協定書(下記7の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア 令和5・6年度防衛省における測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)審査申請書提出要領に示す申請書類一式。なお、すでに防衛省競争参加資格のうち、「地質調査」で級別の格付を受けている者は、防衛省競争参加資格審査申請書提出要領に示す納税証明書(その3)の写し、登録証明書及び防衛省整備計画局施設課長より通知された「資格審査結果通知書」の写し。

イ 共同体協定書の写し。

ウ 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる業務の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該業務の「入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))」(以下「公告」という。)(令和6年3月22日支出負担行為担当官北海道防衛局長)に示すところにより交付する業務説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 7 共同体としての資格

### (1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす2又は3社の組合せとする。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省競争参加資格のうち、「地質調査」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、

手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

ウ 代表者は、防衛省競争参加資格の「地質調査」において「A」の格付であること。

ただし、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の「地質調査」の「A、B又はC」のいずれかの格付であること。

エ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号.28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

代表者又は代表者以外の構成員は、平成25年4月1日から公示までに完了又は引渡し完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、国内における地質調査(機械ボーリング)業務を施行した実績を有すること。

(3) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を駐屯地等毎とするものとし、同一の駐屯地内において複数者の分担は認めない。

(4) 代表者の要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

ただし、代表者決定における理由書の提出を求める場合がある。

8 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記6により申請することができる。

この場合において、共同体として資格が決定されるためには、上記7(1)イの決定を受けていない構成員が上記7(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記7(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

上記9の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「千歳外(6) 訓練施設新設等地質調査〇〇・〇〇・〇〇共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時に、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の入札公告に示す手続きにより、資格審査結果の通知を受けていなければならない。